

Research Paper Series

No. 84

社会的企業-社会企業家の理論的・経験的検討
: 座間味村におけるダイビング産業の成立とサンゴ礁保全組織の形成を通じて

高橋勅徳†

2011年 3月

† 首都大学東京 社会科学部 准教授

1 はじめに

近年、貧困、差別、環境問題をビジネスの構築を通じて解決に導く社会的企業（social business/social enterprise）と、その担い手である社会企業家（social entrepreneur）が注目を集めている。この社会的企業-社会企業家の代表的事例として象徴化されているのが、グラミン銀行を設立したムハマド・ユヌス¹である。

グラミン銀行は、1974年に起きたバングラデシュの飢饉の際に、チッタゴン大学の教授であったユヌスが42の家庭に総額27ドルという小額の融資を行ったことに始まる。当時、バングラデシュの農村部は、深刻な貧困状態に陥っていた。ユヌスは、この貧困の原因を、農村部にはびこる貧困層向けの高利貸にあると見ていた。高利貸達は、貧困層に年率100~200%という金利で融資している。洪水や天候不順などで飢饉に陥った農民達は、貧困故に銀行から融資を受けられず、生活のために彼らから融資を受けざるを得ない状況にあった。しかし、高利貸の金利が高すぎるが故に、農民達は利子の支払いすら滞り、担保としていた土地すら失うことになる。ユヌスが試みた、小額・低金利（年率20%）という融資は、高利貸を中心とした貧困のサイクルを断ち、バングラデシュの農村部における貧困問題を解決することになった。その後、1978年にユヌス主導の下で開始された、貧困層向け金融サービスプロジェクトは、1983年10月2日のバングラデシュ政府の政令によって、政府と顧客である貧困層を出資者としたグラミン銀行として正式に認可される²。以後、グラミン銀行から融資を受けた顧客は、その半数以上が絶対的貧困から脱出し、学齢期の子供は全て学校に通い、1日3度の食事と清潔な水と家を確保しつつ、週に300カタ³の返済を実現しているとされる。現在、世界銀行の指導の下、40カ国以上でグラミン銀行をモデルとしたプロジェクトが実施されている（Yunus, 2007）。

ユヌスに象徴される社会的企業家は、政治家や運動家とは異なり、社会問題を政治的な次元ではなく、社会的企業の設立と運営によって社会のあり方そのものを変えることで解決していく。この社会的企業-社会企業家という新しい概念は、1980年代後半から1990年代にかけて欧米で推進された、「小さな政府」や「第三の道⁴」といった政策的転換が、大規模な財政負担が求められる国家福祉政策から、NPO/NGOといった団体との連携の中で社

¹ 1940年にバングラデシュ南部の農村、チッタゴンに生まれる。1969年にヴァンダービルト大学で博士号（経済学）を取得し、ミドルテネシー州立大学助教授を経て1972年に帰国しチッタゴン大学に着任する。貧困層の経済的・社会的基盤の構築に対する貢献で、2006年にノーベル平和賞を受賞した。現在はグラミン銀行総裁を勤める。

² 現在のグラミン銀行の総資産の所有比率は、借り手が90%、バングラデシュ政府が10%となっている。

³ 1カタ=1.65円前後。

⁴ イギリス・ブレア首相（1997-2007年）によって実施された、旧来の労働党が敷く社会民主主義政策に、新自由主義的な経済政策を取り入れた政治路線である。公社の民営化、規制緩和、所得税・法人税の軽減など新自由主義の経済政策を実施する一方で、「公正」の観点から社会参加へと動機づける福祉サービスを実施した。

会問題の解決を進めていくという時代の転換点に生まれた (Borzaga and Deforny, 2001)。現在、社会的企業-社会企業家は、貧困層を多く抱える後進国のみならず、差別や環境問題を抱える先進国にまで普及している。

それゆえ、欧米では社会的企業-社会企業家に関して、過去 20 年にわたる実体験に加え、社会学、行政学、政治学、経済学、経営学といった様々な理論的視座での研究蓄積が進められてきた。2010 年には *Journal of Social Entrepreneurship* が創刊され、社会的企業-社会企業家は様々な学問の調査対象ではなく、社会企業家研究 (social entrepreneurship research) という独立した研究領域の確立を目指す試みが為されている。本論文も、このような社会企業家研究を巡る近年の研究動向の延長線上に位置する。特に我が国では、社会的企業-社会企業家という概念が紹介され、周知が進められている段階にすぎない。そこで、社会企業家研究の近年の動向をふまえつつ、我が国における事例の詳細な分析を通じて、この新たな研究領域への理論的/実践的貢献を提供することを目的としている。

ここで注目すべきは、近年の社会企業家研究が多様な学問領域の新たな調査対象ではなく、社会企業家を鍵概念とする独立した研究領域の確立を図り、独自の理論的枠組みの構築を図っている点である (ex. Mair and Marti, 2004)。本論文では、近年の企業家研究が獲得した理論的視座に基づき、社会企業家研究が抱える理論的課題について明らかにする (2 節)。その上で、沖縄県島尻郡座間味村における、ダイビング産業の成立とサンゴ礁保全組織の構築の事例の詳細な分析的記述を行う (3 節)。最後に、これらの記述から得られる、社会企業家研究への理論的貢献について検討する (4 節)。

2 社会企業家研究のイメージと論理

近年、新たな研究領域として注目される社会企業家研究は、社会的企業-社会企業家という概念に明確な定義をなさないまま、多様な研究領域の研究者が参入する形で、急速に形成された (Hill, Kotari and Shea, 2010)。社会的企業-社会企業家という概念について、研究者間で了解された統一的な定義こそ無いものの、グラミン銀行とユヌスという象徴的存在を手がかりに、①新たな価値の創出を通じて、社会問題を解決に導く非営利活動 (Boschee, 1995; Audtin, Stevenson and Wei-Skiller, 2003)、②社会的責任の下で、公的-私的セクターの連携からビジネスを構築する実践 (Sagawa and Segel, 2000; Waddock, 1988)、③社会変革を促し社会問題の軽減をもたらす活動 (Alvord, Brown and Letts, 2004)、というイメージの下で捉えられてきた。研究者によって、「社会」と「企業家」どちらに力点を置くのかという違いがあるものの、社会的企業とは社会問題の解決のために構築されるビジネスであり、その社会的企業の担い手を社会企業家として分析対象とすることが、この研究領域における共通理解であると考えられる (Mair and Marti, 2004)。

このように、社会的企業家研究は、明確な定義こそ有していないものの、「社会企業家」を鍵概念とすることに独自の理論的視座がある。

まず、社会企業家とは、社会運動を組織することで社会問題を政治的次元から解決することを目指す、政治家や運動家では無い。社会企業家研究は、NGO/NPO の創始者であれ、純然たる企業の創業者であれ、社会問題の解決を図るために、政治的解決とは異なる、社会的企業という新たなスキームを構築していく現象を対象とする。つまり、この研究領域が運動家でも政治家でも、あるいは経営者や企業家でもなく、「社会企業家」という概念を掲げたのは、「変革の遂行主体」という Schumpeter (1926) の企業家イメージに擬えることで、新たな秩序を構築される現象を捉え、分析していくことにその狙いがあった (Venkataraman, 1997) ⁵。近年、独立した研究領域として社会企業家研究の確立が図られているのは、政治家でも運動家でもなく、更には私的な利潤の獲得をイメージさせる経営者でも企業家でもない、社会企業家という独自の概念を掲げているからである。

それでは具体的に、社会企業家とはいかに捉えられ、分析されてきたのだろうか。先行研究は未だ、社会的企業-社会企業家という新しい現象を紹介する説話的研究が中心であり、十分に体系化されていないものの、「社会的企業家は何故、現れるのか」と、「社会的企業家を可能とする社会のあり方」、という二つの論点の下で議論が進められてきた。

社会企業家の出現を議論するに当たり、まず論点となるのが社会的企業家の動機である。先行研究に於いて社会企業家の動機は、社会問題を解決するという「倫理 (ethical motive and moral responsibility)」にあるとされてきた (Bornstein, 1998; Carford, 1998)。ただし、この「倫理」という動機は、社会企業家という概念の持つイメージに依拠した考察であり、実証的に明らかにされたものではない。また、単に「倫理」を動機としてしまうと、同じく社会問題に取り組む政治家や運動家と社会企業家を分ける峻別する基点が無くなってしまう。ここで問われるべきは、「倫理」に動機づけられた主体が、何故、社会企業家として社会的企業の構築を図るのか、という問題である。

この点について、欧米各国の社会企業家事例の比較分析を通じて明らかにしたのが、Defourny and Nyssens (2010) である。彼らは、「①スペイン・イタリアのようなラテン系諸国で歴史的に醸成されてきた、地域コミュニティ内での相互扶助の習慣」、「②米国、イギリス、ドイツのようなプロテスタント諸国における、キリスト教的価値観に根ざしたボランティア精神」が、社会的企業-社会企業家の活動基盤として存在していることを指摘する。この習慣や精神に基づく活動が起点となり、1980年代の欧米各国で進められた福祉

⁵ そもそも、シュムペーター (1941) における企業家とは、それは私益を追求する存在というよりは、資本主義という社会に適応し、推進する存在である。その意味で、企業家という概念そのものが、「倫理」に寄与するイメージを内包している (Venkataraman, 1997)。

予算の削減に際して、地域コミュニティ／宗教団体の活動を維持するために NPO／NGO、あるいは企業が組織化されていく。その上で、1990 年代以後、これまで政府が提供してきた福祉サービスをこれらの組織に委託する法改正が行われたことで、社会的企業-社会企業家という現象が形作られたのである。つまり、欧米社会が歴史的に醸成してきた地域コミュニティや宗教団体が、社会の内に「倫理」に動機づけられる主体を生み、彼らを政策的に利用した時に社会企業家が現れるのである。

このように、社会企業家の動機を地域コミュニティや宗教団体に由来する習慣や精神に置いてしまうと、何故、特定の人々だけが社会企業家として活動しうるのかという問いが生まれる。「社会企業家を可能とする社会のあり方」という論点は、この問いに対応して生まれた。例えば、経済学や政治学に基づく先行研究においては、NPO／NGO への優遇税制や、これらの組織が行政サービスを受託する法制度の有無に、その根拠を求める (ex. Jaffe, Adam and Palmer, 1997; Michie and Llewellyn, 2010)。しかし、Defourny and Nyssens (2010) が指摘しているように、これらの政策が、地域内での相互扶助や宗教団体のように、既存の組織／集団を利用することを目的に制定されたことを鑑みれば、法制度の有無に社会企業家が出現する根拠を求めることは、やや無理がある (法制度の整備に先んじて社会企業家が出現した事例の説明が困難となる)。

そこで、社会企業家の資源動員に着目し、この問題に答えようとするのが社会資本 (social capital) 論である。NPO／NGO であれ、純然たる企業であれ、社会的企業を実現するために、社会企業家は活動資金、スタッフ、行政からの承認、サービスを受ける顧客といった、各種資源を動員していくことが求められる。社会資本論は、このような資源の動員可能性に着目することで、社会企業家による新たな秩序構築、すなわち社会的企業の設立プロセスの説明を試みる。

社会資本とは、社会企業家が社会問題を解決する際に、彼らが必要とする資源動員の可能性を左右する社会構造として定義される (Prabhu, 1999; Thompson, Alvy and Less, 2002)。ここで注意せねばならないのは、この社会資本の存在が、人々の資源動員の可能性に偏差を生むことである。具体的には、既存の社会構造内で、信頼 (trust)、尊敬 (respect)、親密さ (frendliness) を得る関係を構築しているか否かが、人々が社会企業家として資源動員を達成しうるか否かを左右する (Fukuyama, 1995; Liao and Welsh, 2003)。つまり、同じ地域コミュニティや宗教団体の内で「倫理」を動機として獲得していたとしても、信頼、尊敬、親密さといった関係-すなわち、関係的資本 (relational capital) を持ちうるか否かによって、社会企業家として活動しうるかどうかを左右してしまうのである。

更に、社会問題の解決のための事業とはいえ、社会企業家は特定の組織／集団が独占的に保有する各種資源を動員するだけでなく、時には本来は国家によって担われるべきサー

ビスを利益の発生する事業として担う（ある意味、公益を私益として利用する）という困難がつきまとう。それゆえ、社会的企業が存続するためには、関係的資本を梃子に資源を動員するだけでは不十分であり、その事業に対する法的裏付けといった、ある種の社会的承認が必要となる（宮内, 2001; 小山, 2003）。その意味で、先述の社会的企業の行政施策への参加や優遇税制を認める各種法制度や、環境破壊や雇用差別を規制する法令や行政指導は、社会企業家がこの社会的承認を得る基盤として注目されることになる。

この社会的承認という点で注目されるのが、近年、制度派組織論に基づき企業家研究で論じられてきた正統化論である。具体的に Maguire, Hardy and Lawrence (2004) は、カナダにおける HIV/AIDS に治療薬開発に際して、HIV/AIDS 患者団体を率いる 2 名の運動家に注目する。1980 年代時点のカナダでは、HIV/AIDS が同性愛者や血友病患者のみが罹患する特殊な病とされ、収益性の観点から製薬会社は治療薬の開発に否定的であった。そこで社会企業家達は、マスコミを通じて HIV/AIDS が全ての人間が罹患しうる伝染病であることを周知するだけでなく、患者のみが知りうる HIV/AIDS の病状を公開することで医者と連携し、全国組織の患者団体を作り政治家、政府にロビー活動を展開していくことで、国家レベルの HIV/AIDS の治療プログラムの策定に導き、製薬会社が治療薬の開発に取り組む状況を作り上げていった。Maguire らの研究は、自らを支援する状況（すなわち法制度）を作り上げその活動を正統化していくという、社会企業家の活動を捉える、新たな論点を提供した。すなわち、社会的企業に対する各種法制度の存在が正統性の源泉であるならば、政府／行政に各種法制度の整備を働きかけ、関係的資本を超えて資源を動員していく状況を作り上げることが、社会的企業家に求められるのである（Nicholls, 2010）。

この正統性の獲得を論じる際、社会企業家が、社会問題の解決という「倫理」に動機づけられた存在であることが重要になる。社会的公正の観点から、政府／行政は特定の組織／集団に対して便益を図ることは難しい。しかし、「倫理」に動機づけられ行動する社会企業家は、私的利潤の獲得そのものを目的としていないが故に、その限りではない。その上で、社会企業家は社会的企業を存続させるため、大学、マスコミ、社会運動団体との連携を通じて正統性を獲得することで政府／行政に働きかけ、自身に有利な法制度の整備や税制上の優遇を獲得する活動が可能になるのである。

以上、先行研究を概観してきたが、現在の社会的企業家研究が有する分析枠組とは、以下のようにまとめられるだろう。まず、政治でも運動でもなく、ビジネスを社会問題の解決の手段として選ぶ社会企業家の動機は、地域コミュニティや宗教団体が歴史的に醸成してきた習慣や精神に根ざす「倫理」に依るものとして説明される。同時に社会企業家に動機を与えるこれらの背後組織は、社会企業家の活動基盤となる関係的資本の基盤となる社会的資本として、社会企業家が社会的企業を構築するにあたって必要な各種資源の動員を

可能とする。更に、社会的企業が営利性と社会問題の解決という、新たなスキームを提供するが故に、社会企業家は正統性を獲得するため、政府／行政に様々な法的支援や税制面での優遇措置を働きかけることが求められる。

しかし、先行研究の分析枠組みを社会的企業家というイメージの下で社会資本論と正統化論を捉えなおしたとき、社会企業家の分析枠組みには、大きな論理陥穽を抱えていることに気づかされる。

仮に、「倫理」を動機とするが故に獲得しうる正統性を、社会的企業-社会企業家の成功条件とした場合、社会資本-関係的資本の下に社会企業家による資源動員を捉える理論的意義が希薄になる（社会企業家が正統性を有しているのなら、社会資本のあり方に関係なく、法的根拠の下で資源動員が可能になる）。更に、汎社会的な価値をイメージさせる「倫理」を正統性獲得の根拠におくことは、社会企業家の活動が「倫理」に適応した活動を意味することになり、「新たな価値の創出を通じて、社会問題を解決に導く非営利活動（Austin, Stevenson and Wei-Skiller, 2003; Boschee, 1998）」という社会企業家のイメージから乖離する。その結果、正統化論の下では、社会企業家による政府／行政に法制度の整備を働きかける諸活動を捉えることが困難となってしまうのである。

逆に、社会資本-関係的資本を社会企業家活動の前提条件に置いた場合、正統性の獲得しうる関係的資本の有無が社会企業家の成功要因となり、正統性獲得に向けた活動を捉える必要性が失われる。更に、社会資本-関係的資本を基盤に置いてしまうと、社会企業家の活動は「倫理」の達成というよりは、特定の集団／組織の維持・拡大を目指した活動の色彩が強くなる。その結果、「倫理」に動機づけられるという社会企業家のイメージから逆行し、利潤を求める「企業家」や「経営者」、特定の主義主張の普及を目指す「政治家」や「運動家」との境界が曖昧になる。つまり、社会資本論は、社会企業家という概念そのものを見失う危険性を孕んでいるのである。

このように、社会的企業-社会企業家を捉えるにあたって、正統性に力点を置くと、「新しい秩序の構築」を担う社会企業家の具体的行為を取りこぼしてしまう。逆に社会資本-関係的資本に力点を置くと、今度は社会企業家から「倫理」が抜け落ち、社会的企業家という概念そのものの存在意義が失われてしまう。ここで考慮すべきは、社会企業家の根幹を占めるである「倫理」の取り扱いであろう。もちろん、社会企業家から「倫理」という概念を取り除くことではない。そもそも、「倫理」を取り除いてしまうと、企業家や経営者と、社会的企業家の区別が曖昧になる。ここで求められるのは、その動機や正統性の獲得を、「倫理」に還元することなく、社会的企業-社会企業家という現象を捉えていくことにある。この先駆的な試みが、Khan, Munir and Willmott (2007) による、シアルコットのサッカーボール縫製業を巡る NGO の活動事例の分析である。ここで彼らは、Foucault (1977) の言

説分析が含意していた「不可知論 (agnosticism)」の視座の下で「倫理」を捉え、社会的企業-社会企業家の事例の分析を押し進める。

具体的に Khan et al. (2007) らは、パキスタン・シアルコットのサッカーボール縫製産業における搾取的児童労働が、児童労働に関わる NGO (Save the Children)、ILO、UNICEF、米国政府らが社会企業家の連合体を形成し、撤廃される事例に注目する。この社会企業家の連合体は、シアルコットに監督可能な縫製センターを設置し、NGO の監視の下で縫子を集める縫製業に従事させることで、児童労働によって生産されるサッカーボールの割合を 5%にまで低下させた。

彼らはこの「成功事例」に対して、社会企業家というイメージの陰に潜む権力関係を炙り出していく。まず、縫製センターが設置されたことによって、「(女性や子供が担う) 低俗な仕事」として差別されてきた縫子達は、差別を覆い隠す家庭から閉め出され衆目にさらされることになった。縫子の多くは職業差別から逃れるためにサッカーボール縫製の仕事を手放し、児童は労働から解放されたが、その引き替えに貴重な収入源を失った。その結果、各家庭の収入は低下し、児童達は就学すらままならなくなる。他方で、児童労働という汚点を払拭できたスポーツメーカーは、これまで通りサッカーボールを製造しシアルコットを通じて富を獲得することに成功し、米国政府は北米で初めて開催されたサッカーW杯を児童労働という問題を解決した上で成功に導き、国際的地位を向上させることに成功した。

この Khan らの研究が、単に社会企業家に対する批判的研究と位置づけるのは短絡的である。そもそも、NGO の活動によって、児童労働の撤廃という「倫理」は達成された。もちろん、監視可能な縫製工場の設立によって、女性差別と貧困という社会問題が再生産されたが、シアルコットは児童労働に対する世界的非難という危機を乗り越え、世界有数のサッカーボール縫製業の集積地であり続け、この地域の経済を潤している。見方を変えれば、パキスタンの地方政府やシアルコットのサッカーボール縫製業者は、社会企業家の活動に荷担することによって、児童労働を撤廃することで、地域経済を維持するという、それぞれの主体が守るべき「倫理」を守り通すことができた。つまり、Khan らは、児童労働という社会問題に対して、NGO、国連機関、各国政府からシアルコットの縫製業者に至るまで、様々な主体がそれぞれに「倫理」を自身に関わる利害関係の内に見出し、その達成に向けて他者と連携する一秩序を構築していくプロセスを、社会企業家という現象として記述していったのである。

このように、「倫理」を汎社会的な価値ではなく、社会問題と対峙する中で主体が見出す利害関係の内では捉え直したとき、社会企業家の動機である「倫理」、活動の基盤を捉える「社会資本」と「正統性」という諸概念について、従来の理解とは異なる知見を得られる。

まず、社会的企業家の動機とは、貧困なり、差別なり、環境破壊なり、人々が社会問題という現実と対峙していく中で「倫理」として獲得される。しかし、Khan らが示唆したように、「倫理」とは不可知な存在であるが故に、その内実は、各主体が置かれた社会資本の内では達成可能な社会的

企業として想起される。もちろん、社会企業家が社会的企業の実現に向けて資源動員を果たせるか否かは、彼の保有する関係的資本に左右される。その意味で、人々は社会企業家として動機を獲得した時、彼自身の資源の動員可能性が社会資本-関係的資本として対象化され、社会的企業が想起されるのである⁶。だとすれば、「社会的企業家である／ない」を分けるのは、関係的資本の有無では無い。人々は、各自が有する関係的資本と、それを梃子に動員可能な資源を想定した上で、社会企業家として、それぞれに異なる社会的企業のあり方を想起しうるからである。

更に、「倫理」と「社会資本」を捉え直した時、「正統性」を獲得する活動する活動の理論的必要性が生まれる。社会問題とは社会のあり方そのものから生み出される問題であるが故に、社会企業家は彼の関係的資本を梃子に動員しうる資源のみで、社会問題を解決することはできないという問題に直面する。その際、社会的企業を実現に導くために、社会企業家は信頼、尊敬、親密さという関係的資本を獲得していない主体から、資源を動員（新結合を遂行）せねばならない。それ故に、社会企業家には正統性を獲得することが求められるのである。社会資本論の立場から捉えれば、この正統性の獲得とは、社会企業家が新たに「関係的資本」を獲得する行為であると言える。

当然、社会企業家が獲得した正統性=新たな関係的資本は、動員可能な資本の変化すなわち社会資本の変化をもたらす。そのような社会資本の変化は、当初に想起した社会的企業のあり方に変更を迫ることになる。そうすると、新たに想起された社会的企業を実現するために、社会企業家は更なる資源動員と正統性の獲得が求められることになる。この点で、社会的企業-社会企業家という現象は、不可知的な「価値」の実現に向けて、社会企業家達が社会的企業の（再）構築を企図し続ける、「終わらない物語（Steyaert, 2007）」として捉えられることになる。

以上のように、「倫理」、「社会資本（関係的資本）」、「正統性」を捉え直すことによって、我々は初めて社会的企業-社会企業家という現象を、社会企業家というイメージの下で新たな秩序構築のプロセスとして捉えることが可能になる。そこで本論文では、このような分析視角の下で、我が国における社会的企業-社会企業家の事例を分析していくことにする。

3 座間味村におけるダイビング産業の成立とサンゴ礁保全活動

本論文で取り上げる座間味村は、主としてダイビングを趣味とする観光客に、サンゴ礁とその近辺で生息する生物（主に魚類）まで案内することで日々の糧を得る、ダイビング産業によって支えられている。座間味村のダイビング産業において特徴的なことは、村内で生活するダイビング事業者達が、エコツーリズムを掲げ、サンゴ礁の天敵であるオニヒトデを継続的に駆除し、サンゴ礁の過剰利用を防ぐための組織を作り上げている点である。

単にダイビング産業からの利益獲得を目的とするのであれば、公海上で新たなダイビン

⁶例えば、先行研究において社会企業家の動機の源泉として指摘された、欧米社会における地域コミュニティの習慣や宗教団体の精神は、福祉予算の削減という危機に直面したとき、地域コミュニティ/宗教団体維持を目的とした収益化による活動の維持というスキームを産みだしたのである。

グポイントを探索するという選択肢があり得る。ダイビングポイントの移転は、オニヒトデを一つ一つ駆除するために継続的に人員を動員し、サンゴ礁の過剰利用を防ぐためにダイビング事業者の活動を抑制する組織を作るよりも労力が少なく、より多くの利益を上げる魅力的な選択肢である。しかし、座間味村のダイビング事業者達は「ダイビングポイントの移転」ではなく、「オニヒトデの駆除とサンゴ礁の保全」を選択した。利益追求ではなく、エコツーリズムの名の下でサンゴ礁保全とダイビング事業を両立させ、地域社会の維持・発展を目指した点で、座間味村のダイビング事業者は社会的企業-社会企業家を捉える格好の事例であると考えられる。

本章ではまず、座間味村のダイビング事業者達が、社会企業家としてサンゴ礁保全活動に動機づけられるプロセスに注目する(3.1)。社会企業家の動機とは、人々が社会問題と対峙する中で見出す「倫理」に起因し、その内実は彼らが置かれた社会資本-関係の資本の中で規定される。実際、座間味村のダイビング事業者達は、漁業からダイビング事業への転換を図る中でサンゴ礁を「資源」として見出すのと同時に、サンゴ礁を脅かすオニヒトデを「害獣」として発見していく。座間味村のダイビング産業は家族経営で営まれているが故に、この「害獣」の存在は、村落社会の維持のために資源たるサンゴ礁を保全するという「倫理」を人々に芽生えさせ、オニヒトデ駆除に向けた組織の必要性を認識するに至った。

次に本章では、サンゴ礁保全に向けて、座間味のダイビング事業者達が、組織(社会的企業)を構築していくプロセスを捉えていく(3.2)。「倫理」に動機づけられたからと言って、座間味村のダイビング事業者達が、オニヒトデを駆除するため村内に散在するヒト・モノ・カネを自由に動員し得る訳ではない。彼らは、それぞれに異なる思惑で行動する村内外の(ダイビング事業者を含む全ての)事業者を、「サンゴ礁保全」に向けて統制していく必要に迫られる。村内の事業者を統制するにあたって基点となったのは、ダイビング産業が成立する以前に、漁協を中心に座間味村内で形成されてきた社会資本であった。元々漁業を営んできた座間味村のダイビング事業者達は、漁協を基点にダイビング協会や商工会といった新たな組織を構築し、村内外の事業者を「サンゴ礁保全」に向けて統制する位置を獲得していくのである。

3.1 社会企業家の動機と社会資本：「資源」としてのサンゴ礁と「害獣」としてのオニヒトデの発見

座間味村は、那覇市西方へ高速船で50分程の慶良間諸島に位置する村である。座間味島、阿嘉島、慶留間島、久場島、屋嘉比島の小島で構成されており、人口は1077人(2006年時点)、現在の主な産業はダイビングおよびそれに関連する旅館などのサービス業が主となっている。座間味村が位置する慶良間海域は、グレートバリアリーフを超える生物多様性

を有しており、国内屈指のダイビングスポットとして全国的にも名を知られている⁷。また、座間味村のダイビングビジネスは座間味定住者によって担われており、定期的なオニヒトデの駆除およびダイビングルールの取り決めが住民主導で行われたエコツーリズム（社会的企業-社会企業家）の成功事例としても知られている（ex. 家中, 2009; 鹿熊, 2009）。

しかし、座間味村で生活する人々が、昔からサンゴ礁を「資源」と見なしてきた訳ではない。座間味村の人々は、自身が営む事業との関係において、自然の中から利用可能な「資源」を見出し、その資源管理の必要性から村内組織を構築してきた。それゆえ、座間味村におけるサンゴ礁の管理組織を理解するためには、この村にダイビング事業者が登場しサンゴ礁を資源として発見していく経緯を探るとともに、資源管理組織の構築過程を考察する必要がある。ダイビング産業が成立し、ダイビング事業者がサンゴ礁を資源として見出し、管理の必要性を抱くことが、直ぐに組織の構築に繋がった訳ではない。ダイビング産業以前に座間味村を支えてきた、鰹産業時代に構築された全村的組織を前提条件として、その活用を図りながら、サンゴ礁保全に向けた組織の構築に取り組んだのである。

本節では、鰹産業からダイビング産業に至る座間味村の産業史を紐解きながら、座間味村のダイビング事業者が社会企業家として動機を獲得するに至ったプロセスと、彼らがサンゴ礁保全組織を構築するにあたって、社会資本として対象化されることになる漁協を中心とした村内組織を明らかにする。

①座間味村における鰹産業と漁協を中心とした村内組織

座間味村は、終戦直後まで全国有数の鰹の漁業基地であり、慶良間節として知られる鰹節の生産地であった。沖縄県外の人間には殆ど知られていないことであるが、戦前の座間味村における鰹の漁獲高と鰹節の生産高は、高知県・土佐、鹿児島県・枕崎に匹敵していたとされている⁸（上田, 1995）。

しかし、この「鰹」は、当初、座間味の人々にとって日々の生活を支える「資源」とは言い難かった。そもそも、慶良間海域を鰹の漁場として最初に注目したのは、沖縄県民ではなく県外の漁師である。明治初期、鮮魚の保存・加工技術が未発達であった沖縄において、腐敗の早い鰹や鯖とった青魚は漁の主な対象ではなく、漁自体も村で消費可能な量の魚を採取する程度であり、専業として漁業が営める漁師は極めて少なかったとされている⁹。他方で、殖産興業に湧いていた本土における漁業は、当時の沖縄の現状とは全く異なる様

⁷ 座間味村内に、ダイビングショップは41店、60の宿泊施設が営業している。

⁸ 特に断りが無い限り、本稿の鰹産業に関する記述は上田（1995）に基づいている。

⁹ 数少ない漁業者が狙う獲物も、豊富に回遊する鰹ではなくミーバイやタマンなどの根魚が中心であったようである。

相を呈していた。まだ輸出に耐えうる工業製品を製造できない当時の日本において、食物は数少ない外貨の獲得手段であり、乾物・缶詰・瓶詰に加工された魚介類は立派な「輸出品」だった。そのため、鮪、鰯、鰹、鯷、鮭など日本近海で豊富に回遊し、乾物や缶詰・瓶詰として加工し大量生産が可能な魚介類の商品価値が急速に増大していた¹⁰。これは、明治初期の日本において漁業が、日々の生活を営むための生業から、一攫千金が可能な事業、すなわち漁業へと転換していったことを意味する。乾物や缶詰にも加工することも可能な鰹もその例に漏れない。高知県、宮崎県、鹿児島県の漁業者が中心となって日本近海の鰹の大量捕獲を始め、明治中頃には既に近海の鰹資源は枯渇状態にあった。

このような経緯もあり、本土の漁業関係者は、南洋の漁業資源に注目していた。南洋の漁業資源の開拓は、漁船の動力として内燃機関の国内製造に成功したこと、製氷技術の確立によって遠洋で捕獲した魚の長期保存と輸送が可能になったという技術革新と、餌取り漁船、保存用の氷を提供する運搬船、数ヶ月間遠洋で魚影を追い続ける鰹漁船が連携した組織的な漁法の確立によって可能になったようである。この漁業技術の革新が、慶良間海域を含む南洋を、「資源」を手に入れる場へと変えていった。

座間味村が位置する慶良間海域が鰹の好漁場であることは、1885年に宮崎県の鰹漁師が難破の末に座間味村に辿り着くという偶然から発見された。難破した漁師達は、村民の助けを得て船を修理した後、座間味村近海を回遊する大量の鰹を得て本土に帰還した。この難破を経て得た鰹の売り上げは、難破した船舶の修繕費と現地での生活費を引いてなお、彼らの一年分の売り上げを超える程の金額だったとされている。これ以降、未開拓の鰹漁場を目指して宮崎、鹿児島、鹿島の鰹船が慶良間海域を目指すようになった。

しかしながらこの時期、座間味村のみならず沖縄県全域において鰹は漁業の対象とはなりえなかった。先述しているように、鰹漁に限らず、沖縄において漁業全般はその日に村内で消費する海産物を近海で採取する生業の域を出ず、本土のように一攫千金を狙う事業（すなわち漁業）ではなかった。実際、明治初期の座間味村の村民達は、県外からの漁業者に対して入漁料を取り生活の糧とし、自ら漁業を営むことに積極的ではなかった。なぜなら、座間味村民が鰹産業に参入するためには、漁業として必要な技術を獲得し、生業としての漁から、近代的な事業としての漁業へと全てを一から作り替える必要があったのである。しかし、県外の漁業者が鰹漁で豊かになっていくのを目の当たりにし、程なく座間味の人々も自らの手で鰹産業に参入することを決意し、漁業に対応しうる組織を構築していく。

まず、座間味村の人々が、鰹産業に参入するためにまず必要とされたのは、漁法の確立

¹⁰ 当時東京で開催された万国博覧会で、我が国は鰹節や鯖節などの乾物、水産物の缶詰を出品していた。

であった。身が柔らかく崩れやすい鰹は、一本釣りもしくは延縄で捕獲せねば市場での商品価値を持ち得ない。当時の沖縄で実践されていた漁法は、近海での各種の網、もしくは素潜りによる採取であり、質的にも量的にも近代的な鰹漁に対応できるものではなかった。そこで彼らは、若者数名を本土の水産高校に派遣し、鰹産業に対応しうる漁法と鰹の加工技術を学ばせた¹¹。

次いで、漁法という技術的な問題をクリアするのと平行して克服せねばならなかったのが、本土レベルの漁業を営むためのインフラの整備であった。生業としての漁ではなく、鰹産業に参入するためには長期間の操業に耐えうる内燃機関付きの漁船、鰹を鰹節に加工するための工場、製氷機および氷の貯蓄所など多額の設備投資が必要になる。当然、銀行など金融機関からの融資が必要となるが、半農半漁の生活を送ってきた座間味村民にそのような信用力はない。このため、1900年に座間味村の松田和三郎が村内で出資を募り漁業協同組合（以下、組合）を立ち上げ、4隻の鰹船で操業を開始した。この座間味の鰹船は、当初本土の漁船と比べ六割程度の能力しか持ち得なかったとされているが、寒村でしかなかった座間味における経済的インパクトは計り知れないものであった。大正時代に入ると、村内には10の組合が活動し、島民の殆どが組合加入者となるという状況に至った。当時の組合は現在の漁協とは異なり、鰹産業で得た利益を組合員に平等に分配し、衣類や食料の共同購入や給付を請け負うなど、生活協同体の色が濃いものであった。最盛期には座間味村民の殆どが組合に関わっており、水産高校卒業後にどの組合に入るのかというのが職業選択に際しての最大の問題であったようである。

しかしながら、これらの組合は戦後直ぐに解散することになる。まず、長年の乱獲が祟り、第二次世界大戦前には座間味村近海の鰹資源は減少しており、戦前に10存在していた組合は2つに減少していた。そのため、終戦後、座間味の組合は、従来の日帰り漁業から本土と同じく外洋への遠洋漁業に転換を試みた。明治期に鰹産業を立ち上げた当時と同じく、若者を本土に派遣し遠洋での鰹漁業を学ばせるのと並行し、遠洋漁業向けの大型漁船を建造した。ところが、初めての操業でフィリピン領海に無断進入してしまい、漁船はフィリピン海軍に拿捕されてしまう。既に鰹産業自体が衰退していたこともあり、この事件を契機に漁業組合は一旦解散し、座間味の鰹産業は事実上途絶えてしまった。

戦後、現在の座間味村漁業協同組合（以下、座間味村漁協）が改めて組織されるものの、座間味村の漁業は、鰹産業時代以前の生業の域に留まった。これは、戦前の漁協が利益の

¹¹ 戦前は義務教育が国民学校初等科の六年間のみであり、そのなかで多くの座間味村出身者が進学した沖縄水産高校は、現在の高専や短期大学と同等の教育水準を有する場所であり、当時の進学率を鑑みれば一部の富裕層のみに許されるものであった。彼らが高等学校に進学した目的は本土レベルの漁業技術を学ぶことにあったが、これは座間味地域に特徴的な傾向であったようである。

内部留保を怠っていたこと、その僅かな内部留保をつぎ込んで建造した漁船をフィリピン海軍に拿捕されたことによって、組織的に漁業を営むことが不可能になったためである¹²。この、座間味村漁協は、座間味村のダイビング事業者がサンゴ礁保全に取り組み、新たな利用価値が見出される 1990 年代後半まで、かつてのような村全体を支える組織としての機能を失い、座間味村も衰退の一途をたどることになる。

②ダイビング産業の成立とサンゴ礁の「資源化」／害獣「オニヒトデ」の発見

それでは、鰹産業が座間味村の主要産業であった時代において、座間味村の鰹産業従事者にとってサンゴ礁とオニヒトデはどのように位置を占めていたのであろうか。オニヒトデは、サンゴ礁に生息する生物の一種である。確かにオニヒトデはサンゴの天敵であり、鰹産業の従事者もオニヒトデの存在は認識していたが、「珊瑚を喰う」、「毒があり触ると危険」という程度の存在であり、自らの生活を脅かす「害獣」として認識することはなかった。それは、鰹産業を運営していくにあたって、サンゴ礁が重要な「資源」として対象化されていなかったことに、密接に関わっている。

鰹産業において、サンゴ礁とは鰹を一本釣りですり上げるための生き餌（ミジュン¹³）などの小魚を採取する漁場であった。同時に、この時代の座間味村の鰹産業従事者にとって、サンゴ礁とは日々の食卓に上るおかず（魚貝・海藻など）を採取する場であった。このような意味で、鰹産業および日々の生活を営む上で、サンゴ礁は「資源」ではあった。しかし、サンゴ礁そのものが換金対象となるダイビング産業とは異なり、漁場としてサンゴ礁を利用する鰹産業時代には、座間味村の鰹産業従事者はサンゴ礁を「守るべき資源」と見なしていなかった。実際、鰹産業に従事した経験のある座間味村の古者は、サンゴ礁が重要な漁場と認めながらも、白化し折り重なったサンゴ礁の残骸にミーバイ¹⁴やタマン¹⁵が付くことや、鰹漁に必要な生き餌を採る際にアンカーをサンゴ礁に打っていたことを証言している。つまり、鰹産業時代において、サンゴ礁とは魚が付く岩礁の一種と見なされていた。このサンゴ礁が、守るべき資源として管理の対象となるのは、座間味村でダイビング産業が成立する 1980 年代中頃まで待たねばならない。

現在、座間味村の基幹産業となっているダイビング産業を開拓したのは、戦後に生まれ現在 50～60 代前後の人々である。彼らは、現在、漁協、ダイビング協会、商工会議所の中心メンバーとして指導的立場についている。彼らが幼少期の頃、既に座間味村の鰹産業は

¹² 更には、座間味村の人々が鰹産業から得た利益を教育機会に投資してきたことも、漁業から第二次・第三次産業への職業移転をスムーズに促し、村民の漁業離れを助長したと言えるだろう。

¹³ 沖縄方言でイワシ類のこと。

¹⁴ 沖縄方言でハタ類のこと。

¹⁵ スズキ目フエフキダイ科ハマフエフキを指す。

衰退していた。彼らの多くは那覇を中心に生活しており、夏休みや冬休みといった長期休暇に併せて座間味村に戻り、村に残る祖父母と一緒に過ごしていた。その頃の座間味村の人々は、日帰り可能な近海での細々とした漁業・農業に加え、海水浴や釣り船客の渡船、その客を目当てにした食堂や民宿で細々と生計を立てていたようである。この状況は、一度は都会に出た子弟達が家（墓）を継ぐために座間味村にUターンしてきた1970年代もおなじだった。

1970年代頃、ダイビングのために座間味を訪れる人々は極少数であった。ダイビング客といえば、米軍人や石原慎太郎・裕次郎兄弟、加山雄三といった芸能人といった特殊な客層に限られており、ダイビングのガイド業を専業で営めるほどの客が座間味を訪れている訳ではなかった。そのため、座間味にUターンした現在のダイビング事業者達は当初、鰹産業に従事していた古老に漁法を学びつつ、農業や民宿、食堂の経営を営む兼業漁業者として生活を営んでいた。

このような状況が劇的に変化したのは、1985年頃から始まったバブル景気の最中、スキー、サーフィンに並びダイビングがレジャースポーツとして流行したことであった。とりわけ、1989年に公開された映画『彼女が水着に着替えたなら¹⁶』がヒットしたことが、スキューバダイビングの流行とダイビング客増加の決定打となった。本土で急激に増えたダイビング事業者とダイバー達は、手軽にアクセスできる国内のダイビングスポットの開拓を行っていた。実際、慶良間海域のサンゴ礁に観光資源的な価値を最初に見いだしたのは、大学のダイビング同好会といった本土のダイバー達であった。彼らが開拓していったダイビングスポットはダイビング専門誌にも紹介されるようになり、程なく座間味村には多くのダイバーが訪れるようになった。現在でもなお、この時期にダイビングを憶え、座間味村を訪れた人々がリピート客として、もっとも厚い客層となっている。更には、この時期にダイビングに訪れていたダイバーの中には、沖縄や座間味村に移住しダイビング事業者を営む者も現れるようになった¹⁷。

漁業と農業、民宿、釣り船などで細々と生活してきたUターン組の子息達は、このダイビング業のうま味にすぐに気づいた。戦後の座間味村における漁業は、早朝に船を出し、たとえ魚が捕れたとしても燃料代程度の値段にしかならない場合が多かった。魚は相場商品であり、市場のニーズと漁獲高によってキロ当たりの単価が大きく変動する上、沖縄県内の市場はそれほど大きくない¹⁸。実際、筆者が初めて座間味村を訪れた2003年時点で、

¹⁶ 22歳のOLとヨットマンがダイビングで沈没船の宝探しをする娯楽作品。配給・東宝、監督・馬場康夫、主演・織田裕二、原田知世。

¹⁷ ダイビングショップのオーナーの6割が本土出身者であると言われている。

¹⁸ また座間味村には漁業市場が存在しないため、座間味村を訪れる旅行者からのニーズに対して供給体制が確立しないことも、座間味で漁業が成立しない遠因となっている。

座間味村において漁業で定期的な収入を得ているのは二名しかおらず、その二名も民宿・居酒屋との兼業である。また座間味村の場合、戦前に蓄積してきた鰹産業に関するインフラが散逸しているため、それらの魚介類を集団的に採取・養殖する方法や流通経路を持ち得ていなかった。座間味村では目の前に豊富な漁業資源があるにもかかわらず、漁業が事業として成立し難い状態にあったのである。

他方でダイビング業の場合、一日で客一人につき1~3万円の収入が見込める。更に、ダイビングショップが旅館を営んでいる場合は、宿泊料が収入として期待できる。天候や海の状態にも左右されるが、自前の船を持つダイビングショップの場合、ゴールデンウィーク頃から8月一杯までの約4ヶ月間で1000万円以上の売り上げを得ることが可能である。個人事業主が漁業のみでこれだけの利益を得ることは、沖縄県下では簡単ではない。自前の船を持ち、ダイビングスポット＝魚が良く付くサンゴ礁の位置と、慶良間諸島近海の複雑な潮の流れを熟知する座間味の漁業者¹⁹にとって、ダイビング業は非常に収入の多い儲かる事業に見えたのである。

更に幸運なことに、座間味村は、ダイビング産業を営むための地理的条件が非常に恵まれていた。座間味村を取り巻く慶良間海域の生物多様性は世界有数のものであり、グレートバリアリーフに匹敵するダイビングスポットになる可能性を秘めていた。しかも、それほど自然環境に恵まれているにもかかわらず、座間味村は那覇から高速船で50分足らずの海域に位置するという好立地にある。また座間味村を構成する座間味島・阿嘉島・慶留間島に囲まれた内海は、多少の風雨でも波が穏やかであるため、悪天候でもダイビングが可能である。台風の多い夏場の旅行者や旅行者にとって、天候に左右されない座間味村でのダイビングはツアーに組み込み易かった。このように、世界有数のサンゴ礁の存在、漁業を通じて蓄積してきた潜水とサンゴ礁の位置に関する知識、恵まれた地理的条件が幸運にも重複していく中で、座間味村におけるダイビング業は基幹産業へと急激な成長を遂げていくことになる。

座間味村には現在、合計で40のダイビングショップが存在し、年間10万人前後の観光客が豊かなサンゴ礁を目当てに来訪している²⁰。バブル景気の崩壊以降、レジャースポーツを取り巻く状況は良いとは言えないが、ダイビングは比較的収入に恵まれた人々の趣味性の高いスポーツであるため、経済の好不況に大きな影響を受けることが少ないようである。また、地元ダイビング事業者によってダイビングスポットが開拓され、渡航手段も村営のフェリー・高速船であり、宿泊場所も村民が経営する民宿が中心であるため、地元経済に

¹⁹ 彼らは伝統潜り漁を行うため、潜水士の免許を有している場合が多い。

²⁰ ダイビング事業者の総数などについては、沖縄県（2002）『海洋観光資源の利用方策に関する調査報告書』に基づいている。

与える経済効果は大きい。

ここで、座間味村のダイビング事業者にとって新たな問題として浮上したのが、サンゴ礁の白化現象とオニヒトデの大量発生という問題であった。沖縄では1980年代中頃にオニヒトデの大量発生が生じ、沖縄本島近海のサンゴ礁が壊滅的打撃を受けた。これは奇しくも、沖縄でダイビング事業が成立し、サンゴ礁が観光資源として成立しつつある最中での出来事であった。更に、オニヒトデの食害を免れ再生しつつあったサンゴ礁で、1989年と2002年には、高水温によるサンゴ礁の白化現象が生じ、二度に渡って壊滅的な打撃が生じた。座間味村のダイビング事業者達は、オニヒトデの食害と相次ぐサンゴ礁の白化現象に直面することで、ダイビング産業の存続のためにサンゴ礁を保全する必要性に迫られた。

この、座間味村民がサンゴ礁の管理を実現して行くに当たって見逃せないのが、サンゴ礁の「資源」化と共に、「害獣」としてオニヒトデが発見されていったことである。まず、座間味村の主要産業がダイビングへと転換していく中で、サンゴ礁は直接の換金対象へと変わった。その結果、鯉産業時代には漁場となる岩礁帯の一種として扱われていたサンゴ礁が、再生可能な生物として認知されるようになった。例えば高水温や水質悪化によって生じる白化現象も、サンゴ礁に産卵可能な個体が生き残っていれば、孵化したサンゴ虫が白化したサンゴ礁の残骸に根付き、比較的短期間で再生する。また、オニヒトデはサンゴの天敵であるが、幼生段階のオニヒトデの最大の天敵はサンゴでもある。つまり、サンゴ礁が健康で産卵可能な状態であれば、白化現象やオニヒトデの食害による被害を最小限に抑さえ、持続的に利用することが可能なのである。このように、ダイビング産業の成立に伴い、座間味のダイビング事業者達は、生物としてのサンゴ礁に理解を深めていく中で、サンゴ礁を守るべき「資源」として見出し、管理の対象へと変えていった。

他方でサンゴ礁が「資源」と化していく中で、オニヒトデも「害獣」としての位置を獲得していく。前節で指摘しているように、そもそもオニヒトデは、サンゴ礁に生息する生物の一つでしかなかった。1985年以降から急に、オニヒトデが外部から流入したわけでも、オニヒトデの食性が変わりサンゴの天敵となったわけでもない。座間味村でダイビング産業が成立するに従い、ダイビング事業者がサンゴ礁を「資源」と見なしたことで、オニヒトデが駆除すべき「害獣」として以前とは全く異なる存在として迫ってきたのである。

「害獣」と化したオニヒトデの駆除は、一筋縄ではいかないものであった。まず、農業における害虫の駆除のように、オニヒトデを薬物で駆除することは難しい。海外ではホルマリンを用いたオニヒトデ駆除事例が存在するが、そのような薬物の使用は、同時にサンゴ礁そのものを痛める危険性があり、サンゴ礁の保全には繋がらない。オニヒトデの大量発生に対して取り得る対応策は、実質的には大量の人員を動員して一つ一つオニヒトデを駆除していく以外にない。

更に、オニヒトデ幼生の天敵はサンゴ虫であるため、健康なサンゴが群生するサンゴ礁では、オニヒトデの大量発生は生じにくい。逆に、「弱ったサンゴにオニヒトデが襲いかかる」と座間味村のダイビング事業者が経験的に語るように、オニヒトデは生活しやすい環境を求めて神出鬼没に移動する。それゆえ、オニヒトデの食害からサンゴ礁を守るためには、単に大量発生したポイントで集中的にオニヒトデを駆除するのではなく、サンゴ礁のある海域を定期的に巡回し、サンゴの状態とオニヒトデの発生をモニタリングしなければならない。しかし、予算の有無で活動が制限される、漁協を中心としたオニヒトデ駆除事業では、ダイビング産業の継続に耐えうるサンゴ礁の保全は難しい²¹。実際、1980年代の沖縄県におけるオニヒトデの大量発生に対し、環境庁、沖縄県行政などが、オニヒトデ駆除の予算を計上し、沖縄県内の各漁協にオニヒトデ駆除事業を委託していた。その結果、予算が付く間しかオニヒトデの駆除をしないだけでなく、オニヒトデそのものが換金対象となったため、大量発生したポイントだけでオニヒトデを（効率的に）駆除するという事態を招いた。つまり、オニヒトデ駆除が国／県の補助金の対象となる事業として展開された結果、漁業を生業とする漁業者にとって、オニヒトデが日銭を稼ぐ対象（すなわち資源）として認識されてしまったのである。

オニヒトデの食害からサンゴ礁を守るためには、予算の有無に関係なく、一年を通して継続的に人員を動員し、サンゴ礁のモニタリングとオニヒトデの駆除を実現する組織を構築せねばならない。大量の人員を継続的に動員せねば駆除を実現し得ない「害獣」オニヒトデの出現が、座間味村の人々に資源（サンゴ礁）を守るための組織を構築する動機と機会を与えたと考えられる。

3.2 社会的企業の構築：オニヒトデの駆除とサンゴ礁保全を目指した組織の形成

本論文ではここまで、座間味村の産業史を紐解きながら、鰹産業からダイビング産業へと座間味村の基幹産業が変化していくに伴い、座間味のダイビング事業者達が、サンゴ礁が換金対象になりうる資源と見なし、その資源＝サンゴ礁を脅かす存在としてオニヒトデが害獣として発見されたことを指摘した。オニヒトデの駆除によって、健康で産卵可能なサンゴ礁を保全すれば、例え白化してもサンゴ礁は再生する。しかし、オニヒトデはサンゴ礁を神出鬼没に移動するため、座間味のダイビング事業者達は継続的かつ大量の人員を動員し、一匹ずつ駆除していく必要性に迫られることになった。この、ダイビング産業の成立に伴って立ち現れた、資源＝サンゴ礁／害獣＝オニヒトデの性質が、座間味のダイビ

²¹ 例年、予算が確定し執行可能となる時期（6月）は、既にオニヒトデの産卵が終わった時期に当たり、オニヒトデの効果的な駆除に繋がらないと指摘されている。

ング事業者にサンゴ礁保全を実現する組織の形成を促すことになる。その際、座間味村のダイビング事業者達は慶良間海域において、それぞれの思惑を持って慶良間海域にアクセスする様々な事業者を管理可能な組織を作り上げるという難問に直面する。この時、座間味のダイビング事業者が社会資本として見出し基盤として利用したのが、鯉産業時代に構築された漁協を中心とした村落社会であった。

このような視点の下で本節では、海洋保護区域の設置（①）、慶良間海域保全会議の設立（②）、エコツーリズム推進法の制定（③）を通じて、座間味のダイビング事業者による資源管理組織構築への取り組みを捉えていきたい。

①海洋保護区域の設置

座間味村のダイビング事業者がサンゴ礁の保全に向けて最初にとった組織的対応は、1998年に実施した海洋保護区域（以下、MPA: Marine Protected Area）の設置と漁協の活用であった。サンゴは生物であり、強く健康な個体が生き残り水質や水温などの条件さえそろえば再生可能な観光資源である。神出鬼没に移動するオニヒトデに対して、慶良間海域に点在する全てのサンゴ礁を守るのは不可能であるが、産卵可能状態にあるサンゴが残っていれば、サンゴ礁が復活する可能性は残る。また、オニヒトデの幼生の最大の天敵はサンゴであるため、健康なサンゴが残ることは、二重の意味でサンゴ礁保全に繋がる。そこで座間味村の人々は、状態の良い健康なサンゴ（もちろん、重要なダイビングスポットでもある）を重点的にオニヒトデから守ることを選択した²²。

このMPAの設置を進める際に問題となったのが、ダイビング事業者を統轄する組織が存在しない上、特定の海域への進入を拒む法的根拠が無いことであった。漁業権を除き、特定の海域を特定の事業者が独占的に利用する法的根拠は存在しない。しかし、漁業権は、漁協に対して特定魚種の捕獲を権利として認められるのと同時に、その漁業資源の増殖義務を負っている。例えば我が国の内水面漁協は、鮭・マス類や鮎の捕獲を認められているのと同時に、養殖・放流を実施している。それに対して、サンゴ礁の鑑賞をサポートすることで利益を得るダイビングビジネスの場合、漁協であってもサンゴ礁に漁業権は発生しない。それゆえ、サンゴ礁の利用と保全を裏付ける、明確な法的根拠が無く、ダイビング事業者の利用を簡単には制限し得ないことが、MPAの設置と運営に際して問題となった。

²² これは、当たり前の意志決定であるように思えるが、本来、「守るべきサンゴ」と「放置するサンゴ」を峻別するという問題もあり、自然環境保護の観点からは実際には非常に難しい選択である。エコツーリズムの実践においては、事業の観点から保護される自然と、放置され、時には資源保護のために消費される自然が生じるといった、自然の差別化が生じることが、問題として指摘される（古川・松田, 2003, 19-20頁）。この自然の差別化は、エコツーリズムの存在意義を論じるに当たって重要な論点ではあるものの、自然の資源化と害獣の発見という視点からエコツーリズムの組織化を捉える本論文の目的とは異なる論点であるため、触れていない。

しかし、あえて座間味のダイビング事業者達は、鰹漁業の衰退以来、存在意義が消えかかっていた座間味村漁協に着目した。前節で指摘しているように、座間味のダイビング事業者には元漁業者が多数おり、座間味村漁協の組合員である。更に、村民の多くは、漁協の前身である漁業組合がかつては座間味村の中心的組織であったという記憶を有している。座間味村において漁業で生計を立てている人は殆ど存在しなかったが、座間味村漁協だけが海の利用について管理しうる出来る存在であることを、座間味村のダイビング事業者は発見したのである。そこで、ダイビング事業を営む漁協組合員が主導し、座間味村漁協名義で、ニシハマ、安慶名西端、安室島東端にMPAを設置し、3年間を目処に漁業・ダイビング業での利用を全面禁止した²³。もちろん座間味のダイビング事業者の中には、(例えば本土からの移住者のように)座間味村漁協に加盟していないダイビング事業者も存在する。この漁協未加盟のダイビング事業者に対しては、ダイビング業以外の収入源を確保する必要性を示し座間味村漁協への加盟を促しつつ、「古老の漁業者であっても、漁協の取り決めに従いMPA内では操業しない」という論理の下で村内の圧力を高めることで、MPAへの協力を求めた。つまり、漁業権という法的根拠を持つ座間味村漁協を間接的に利用すること座間味村漁協に加盟するダイビング事業者を統制しつつ、座間味村漁協に未加盟のダイビング事業者に対しては、漁協を媒介として同じ村落社会で生活する生活者の立場から牽制して、MPAを機能させることを目指したのである。

もちろん、座間味村漁協はMPAを運営する際の法的根拠としては、無理がある。座間味村漁協に加盟していないダイビング事業者に拘束力が発生しづらだけでなく、サンゴ礁の観賞では漁業権が発生しないため、組合員にとっても無理のある取り決めであったからだ²⁴。そこで座間味のダイビング事業者達は、2001年11月に阿嘉島、慶留間島を中心にあか・げるまダイビング協会を、座間味島を中心に2002年3月に座間味ダイビング協会を設立し、座間味村でダイビング業を営む者にダイビング協会への加盟を求め、新たに座間味村でダイビングショップの開業するに際しては、協会による承認を必要とする体制を敷いた。このダイビング協会の設置によって直接的にダイビング事業者を管理することが可能になり、MPAの運営のみならず、座間味村の各ダイビング事業者に、オニヒトデの駆除に継続的に参加を求められる体制が実現することになる。

しかし、慶良間海域を利用する事業者は、ダイビング事業者と漁業者だけではない。座間味村には、シーカヤックやシュノーケリング、ホエールウォッチングなどのアウトドア

²³ この3カ所のMPAは、有望なダイビングスポットであるのと同時にオニヒトデの被害が甚大であった海域である。

²⁴ 漁業権に法的根拠を求めてMPAへの進入を拒もうとした場合、ダイビングは漁ではないため、漁業権を侵していないという論理が成り立つ。そのため、座間味のダイビング事業者は漁業権に正統性の源泉を求めるのを、かなり早期の段階で諦めていたようである。

スポーツ事業者や、観光客に宿泊場所を提供する旅館業者が多数存在する。サンゴ礁は単に鑑賞するだけでも、客の増加によってストレスを受ける。また、座間味村の観光客が増え生活排水が増加した場合、周辺海域の水質悪化のためサンゴ礁の白化現象が生じるリスクが増大する。座間味村のダイビング事業が成功し、観光客が増加していくに従って、座間味のダイビング事業者達は慶良間海域を利用して収益を上げる全ての事業者を統括する組織を構築する必要性が生じた。そこで、2002年5月にダイビング事業者発案の下で、座間味商工会が設立され村内の事業者が加盟していくことになった。この座間味商工会の初代理事長は、座間味村ダイビング協会の理事長が就任することになった。これは、村内の基幹産業がダイビング産業であることが公的組織として認められたことを意味する。つまり、この座間味商工会の設立を通じてダイビング事業者達は、座間味村のサンゴ礁の保全と産業振興に向けて村内事業者を統括する公的な立場を得たのである。

このMPAの設置によって新たな利用可能性が生じたのは座間味村漁協だけではなく、MPAを設置・運営し、その効果を測定するに当たって、サンゴ礁とオニヒトデに関する科学的知識の蓄積が必要となる。座間味のダイビング事業者達は、豊富なダイビング経験に根ざした経験的知識には優れているものの、科学的知識に裏打ちされたデータを蓄積し、発信する能力は有していない。MPAという、当時としては先進的なサンゴ礁保全策を実施するに当たって、科学的知識を有した協力者の確保は不可欠であった。ここで座間味村の人々が注目したのが、1988年に設立された阿嘉臨海研究所（以下、AMSL）である²⁵。

この研究施設は、設立当初、座間味のダイビング事業者にとってほとんど無関係な存在であった。しかし、オニヒトデの発生やサンゴの白化現象を経て座間味村のダイビング事業者がサンゴの保全の必要性に迫られる中で、彼らが有する学術的知識と研究成果は重要な存在へと代わっていった。同様に人員や予算の制限から、継続的にサンゴ礁のモニタリングが不可能なAMSLにとっても、日々海に潜りオニヒトデの駆除に携わっているダイビング事業者との連携によって、慶良間海域のサンゴ礁・オニヒトデに関する広範なデータを獲得できることは魅力的であった。

実際、座間味のダイビング事業者とAMSLの間で形成された提携関係は、MPAを初めとした座間味村のサンゴ礁保全活動の正しさを裏付ける研究成果を産みだし、サンゴ礁利用の新たな方向性を導くことになる。例えばAMSLの研究者でもある谷口（2003）は、MPAの設置によって壊滅状態であったサンゴ礁に、30～50%の回復が見られたことを指摘する。他方で、安室島東端のMPAはダイバーや漁業者の進入を一切禁止している間に、オニヒトデが大量発生したことに誰も気づかず、逆に壊滅的打撃を受けるという結果となっ

²⁵ 阿嘉臨海研究所は、財団法人熱帯海洋生態研究進行財団の沖縄支所として、運営されている。スキューバダイビングを研究手法の一つとして、サンゴ礁を主題とした海の研究を展開している。

た。この調査結果に基づき、MPA の効果を認めつつも、慎重なダイビングを前提とした定期的なモニタリングの重要性を研究者と座間味のダイビング事業者双方が認めるようになった。その結果、日常的に海に潜りサンゴに接するダイビング業者と、AMSL との間でより密接な連携が図られるようになった。この連携は、慶良間海域のサンゴ礁で産卵される卵が沖縄本島沿岸に漂着し、定着しているという研究成果に結実していく（谷口, 2005）。

この研究成果から、座間味村の人々が MPA を設置し、産卵可能な状態にある健康なサンゴを選び、重点的にオニヒトデを駆除し食害から守り通したことの正しさが、科学的に立証されることになった。このような AMSL との連携を通じて生み出された科学的知識は、後に座間味村の人々が作る慶良間海域でのダイビングルールを那覇の事業者に遵守させる際に、根拠として利用されていくことになる。

②慶良間海域保全会議の結成

MPA を設置・運営していくなかで、座間味村民をオニヒトデ駆除とサンゴ礁保全に動員する組織（座間味ダイビング協会・座間味商工会）を作り上げ、AMSL との提携関係を構築していった結果、座間味のダイビング業者は沖縄県下で数少ない、サンゴ礁保全に関する科学的データと、それに基づく保護実績を有する集団となった。しかし、一度オニヒトデの被害からサンゴ礁を守り抜いたからといって、座間味村の人々がダイビング事業を続けるにあたって、全ての問題が解決したわけではなかった。むしろ、2002 年の大規模な白化現象によって、沖縄本島のサンゴ礁が壊滅状態に至った結果、那覇市で事業を営むダイビング事業者が慶良間海域で操業することが目立つようになった。

オニヒトデの大量発生という現象については、その発生メカニズムは解明されていない。しかし座間味村のダイビング事業者達は、集中的にダイバーが進入するダイビング圧の高い好スポットや、水質の悪化などの理由でサンゴの抵抗力が弱まった場所で、オニヒトデが発生したり、白化現象が生じやすいことを経験的に知っていた。

那覇のダイビング事業者は、数十人単位のダイバーを大型クルーザーでダイビングスポットに運ぶ。その結果、好ポイントでは、一日数百人のダイバーがサンゴ礁を見るために海中に潜ることになる。そのようなポイントでは、オニヒトデの駆除を徹底的に行っても、高水温などによって白化現象が生じやすくなる。更に問題となるのは、ポイントに潜るダイバーの数だけではない。座間味のダイビング事業者を利用する顧客は常連客やベテランダイバーが多く、ダイビングに際してもサンゴに触らない、近づきすぎてフィンでサンゴを壊さない、フィンで砂を巻き上げないといった、サンゴ保全に向けた座間味業者の方針を理解し、注意を払った上でダイビングを楽しむ比較的質の高い客である場合が多い。他方で那覇のダイビング事業者の客は概して初心者が多く、技術的な問題や無知の

ためにサンゴを傷つけるダイビングをしてしまう。更に那覇の事業者は、一度に多くの（初心者の多い）客をダイビングスポットに連れて行くため、インストラクターがサンゴ保全について十分な注意を払うことが難しい。結果、オニヒトデ禍を乗り越え守り抜いたサンゴ礁が、ダイビングの過剰利用によって弱りオニヒトデの被害を受けたり、白化し易くなるという新たな問題が生じたのである。

つまり、座間味のダイビング事業者がオニヒトデ被害を切り抜けた後に待っていたのは、サンゴ礁の過剰利用をいかに防ぐのかという問題であった。それは座間味のダイビング事業者による過剰利用を防止するだけでなく、次々と進入してくる那覇のダイビング事業者をいかに統制していくのかという問題である。

1998年のMPAの設置以後、4年ほどの間に、ダイビング協会・商工会が設置され、AMSLとの連携を経た科学的・統計的データや保全実績が蓄積され、座間味島内のサンゴ礁に係わる（ダイビング事業者を含む全ての）事業者を統制しながら、サンゴ礁の持続的利用に向けた行動を取ることができるようになった。

しかしながら、那覇のダイビング事業者による慶良間海域での操業については、漁協、座間味ダイビング協会や座間味商工会といった村内組織で対応できる問題ではなかった。実際、座間味村のダイビング事業者は、那覇のダイビング事業者の慶良間海域での操業に対して、当初は座間味漁協、後にダイビング協会名義でMPAへの協力と慶良間海域の利用自粛を求めたが、目立った成果をあげることはできなかった。これは、サンゴ礁を排他的に利用できる法律が無いことに加え、那覇にダイビング協会が組織されておらず、無数に存在する那覇のダイビング事業者がそれぞれの思惑に従って個別に行動していたからである。このため、座間味村のサンゴ礁を守りダイビング産業を持続していくために、座間味村のダイビング事業者は那覇のダイビング事業者を統制可能な状態に置くという問題を解決せねばならなくなった。

しかし、既存の法体系の下ではサンゴ礁の排他的利用を実現することは難しい。前段で指摘したように、MPAを設置するに当たって、漁協と村落社会の持つ力を間接的に利用したことからも解るように、公海でのダイビングを直接的に規制することは非常に難しいのである。そこで座間味のダイビング事業者は、以前のように那覇の事業者を慶良間海域から閉め出そうとするのではなく、自らエコツーリズムを掲げ、実践していくなかで、那覇のダイビング事業者が慶良間海域の利用する際には、自発的に座間味ダイビング協会が設定するダイビングルールを遵守する仕組みを構築する方法を模索するようになった。

この一つの試みとして、2005年頃、座間味村では全島で国際的な環境マネジメントシステムISO14001の取得を目指そうという動きが、商工会やダイビング協会を中心に現れるようになった。これまで座間味のダイビング事業者は、「ダイビングポイント付近の砂地海

底にコンクリートブロックと繫留用ブイを二基設置し、一度にアクセスできる船の数を制限する」、「複数有るダイビングスポットをローテーションで閉鎖し、サンゴ礁の回復を図る」といった自主ルールを設定するだけでなく、ガイド全員に潜水士の資格の取得を求めするなど、サンゴ礁に可能な限り負荷を与えず、安全にダイビング業を営むための努力を重ねてきた。また、AMSL との連携などを通じて、陸地から流れ出る排水がサンゴ礁の影響することを学び、旅館でウェットスーツを洗う回数を制限したり、水の使用状況に関する継続的なデータを蓄積するなど各事業者の個人レベルでの工夫も行われてきた。ISO の取得は、これまで個別に実践してきた努力を一步進めて村全体に拡大しようとするものである。これは全島民が ISO に係わることで、環境に負荷を与えない村を実現し座間味村の観光業にエコツーリズム的な付加価値を上昇させつつ、ISO 取得を楯に観光客や那覇の事業者の行動を制限しようという二重の狙いに基づいた試みでもあった。時折しも、慶良間海域のラムサール条約への登録が決定し、慶良間海域の環境面での重要性が国際的にも認められたタイミングであった。現在もなお、村内でダイビング協会、商工会、婦人会など様々な場所で ISO の取得に向けた話し合いが進められている。

しかし、ISO の取得には時間とコストの双方がかかる上、今、目前に進入してくる那覇のダイビング業者の行動を統制することは出来ない。そこで座間味のダイビング事業者は、2005 年末頃より慶良間海域保全会議の設置を目指した。これは、同じ慶良間海域に位置する座間味村と渡嘉敷村にある三つのダイビング協会と行政が、自主的ルール（表 1）の下で慶良間海域の保全を行うという試みであった。

ここで設定されているルールは、座間味のダイビング事業者が長年の実践に基づいて練り上げてきたルールがベースとなっている。もちろんここで設定されるルールが、対外的に強制力のある法的根拠にはなり得ない。しかし、慶良間海域保全会議の顧問に座間味・渡嘉敷両村長、事務局もまた行政の課長を置き、座間味村・渡嘉敷村という二つの行政を保全会議の重要な役職に付けることで（図 1）、具体的な法的根拠こそ無いものの、単なる事業者間の自主的な取り決めでしかなかった従来のダイビング協会レベルでのルール以上の強制力を、那覇のダイビング事業者に与えることを目指した。また、このルールそのものの妥当性についても、座間味・渡嘉敷両村に在住するダイビング事業者は、長年自主的にオニヒトデの駆除に取り組んできた上²⁶、AMSL との連携の元で MPA を設置しサンゴの保全に関する科学的・統計的データを蓄積してきたという十分な裏付けがある。座間味のダイビング事業者たちは、これまでに獲得してきた実績を巧みに利用し、複数の行政を慶

²⁶ 座間味では、年間のべ 2000 人の地元ダイバーが駆除に参加し、年 10 万匹のオニヒトデを駆除している。オニヒトデ駆除については、行政からの補助が出る場合もあるが、ほとんどが座間味ダイビング協会を中心としたボランティアで成り立っている。

良間海域保全会議に巻き込むことで、座間味村のみならず慶良間海域全体を領域とする保全組織の構築を目指したのである。

ここで注目すべきは、この慶良間海域保全会議が、自主ルールの遵守の下で那覇のダイビング事業者の慶良間海域の利用を認めているだけでなく、組織的にも那覇のダイビング事業者に対してダイビング協会の設立を前提に、理事として参加する余地を残したことである。これは、これまで個別に動かれていたため対処しようが無かった那覇のダイビング事業者に対して、協会の設置と事業者の統括を誘導する道筋を、座間味・渡嘉敷側が意図的に準備したものである。もちろん、座間味・渡嘉敷側としては那覇の事業者を排除する事を求める人々も存在する。特に、慶良間海域と那覇の中間に位置するナガンヌ島のサンゴ礁が、那覇のダイビング事業者の過剰利用によって潰れてしまったことに対する不信感もまだ根強い²⁷。しかし座間味村の人々は、このような不信感に駆られて単純に那覇事業者の排除を試みるのではなく、那覇事業者が自発的に座間味側のルールに基づいて行動しうる仕組みを作り上げていることで、大量の人員が必要なオニヒトデの駆除事業の参加者を増やし、サンゴ礁の保全を推進していくこと目指したのである。

③エコツーリズム推進法の制定

ここまで述べてきたように、座間味村のダイビング事業者は、島内の人々をオニヒトデ駆除に動員しつつ、MPA やダイビングルールなど、サンゴ礁の過剰利用を防ぐ試みを実現するために、座間味漁協、座間味ダイビング協会、座間味村商工会といった組織の形成が必要となった。更に、それらの組織を運営しサンゴ礁を守り通したことで、更に行政を巻き込み慶良間海域保全会議を形成することで、慶良間海域のサンゴ礁を利用せんと新たに現れた那覇のダイビング事業者に対してダイビング協会の設立を求め、サンゴ礁保全とオニヒトデ駆除のために、事業者を動員していく仕組みを作り上げることを目指した(図2)。

座間味村のダイビング事業者が、複数の組織を形成し、組み合わせる必要性が生じたのは、漁業と漁協の関係と異なり、ダイビング事業者に対してサンゴ礁の独占的利用と保全義務を裏付ける法令が存在しなかったからである。それ故、慶良間海域保全会議の設置は、座間味村の人々が意図したように、すんなりと那覇のダイビング事業者をサンゴ礁保全／オニヒトデ駆除に導けたわけではなかった。確かに、この組織が形成されたことによって、ダイビングルールを必ずしも遵守せず、日常的にオニヒトデ駆除に参加していない那覇のダイビング事業者達は、慶良間海域で操業し難い状況になった。他方で、本土資本の新興ダイビング事業者の多い那覇では、ダイビングショップ間の連携が難しく、座間味村のよ

²⁷ 実際、慶良間海域保全海域の設立経緯にインタビューの中で、那覇の事業者に対して、慶良間海域に入る前に、オニヒトデの駆除とチービスの再生をまず求める発言がなされている。

うにサンゴ礁保全を前提としたダイビング協会の設立が難しい状態にあったのである。ここで転機となったのが、2000年頃から新たな観光業のありかたとして注目されはじめ、座間味村のダイビング事業者達も掲げはじめていたエコツーリズムであった。当事者による資源管理を前提に、観光業で得られた収益を自然環境保護の原資として環流させることで、村落の経済的発展をも図る新たな試みであるエコツーリズムは、村おこしの新たな方法論として日本各地の行政関係者の注目を集めていた。

実際、沖縄県は2005年にエコツーリズムに関する報告書（『平成15年度エコツーリズム推進事業における保全利用協定認定などに関わる調査報告』）を作成し、座間味村のダイビング産業を成功事例の一つとして紹介しているだけでなく、座間味村にエコツーリズム推進事業として認定することを打診している。しかし、この沖縄県によるエコツーリズム推進事業の認定は、那覇のダイビング事業者が慶良間海域で操業することについて協定を結ぶことが前提となっているだけでなく、協定ルール破りに対して罰則規定が無いものであった。それゆえ、座間味村の人々は、那覇のダイビング事業者とサンゴ礁保全に関する意識が共有できないという考えの下で、県からのエコツーリズム推進事業への認定を断っている。ここで重要なことは、座間味村のダイビング事業者が、那覇の事業者が継続的なオニヒトデ駆除やダイビングルールの徹底といった、サンゴ礁保全に必要な諸活動を実施していないことを問題視したことである。オニヒトデの駆除のためには、継続的に人員を動員していく必要がある。座間味村近海のみならず、慶良間海域全域のサンゴ礁保全を目指すのであれば、オニヒトデ駆除のために那覇のダイビング事業者を動員できる方が望ましい。しかし、座間味村のダイビング事業者にとって、那覇のダイビング事業者がオニヒトデ駆除に向けた組織な動きを見せていない状況において、沖縄県からのエコツーリズム推進事業認定は受け入れがたい事案であったのである。

ところが、2006年の参議院本会議においてエコツーリズム推進法が成立し、施行された2007年に環境省から座間味村に認定事業の候補として上げられたことで、風向きが変わった。この法案は、「当該市町村の区域の内、エコツーリズムを推進しようとする地域ごとに（中略）、当該事業者、地域住民、特定非営利活動法人等、自然観光資源または観光に関し専門的知識を有する者、土地の所有者等その他エコツーリズムに関連する活動に参加する者並びに関係行政機関及び関係地方公共団体からなるエコツーリズム推進協議会を組織する（第五条）」ことによって、エコツーリズム推進協議会が「特定自然観光資源を指定（第八条）」し、「特定の自然観光資源の所在する区域への立ち入りにつき予め当該市長村長の承認を受けるべき旨の制限をすることができる（第十条）」ものである。この法案では、特定自然観光資源の利用について、県に許認可の権限が委託されている上、県からの認可を受けてエコツーリズムを実施するためには、年40日程度の「資源（サンゴ礁）」の管理義務

務（すなわちオニヒトデの駆除）と報告実績が求められるだけでなく、認可を受けていない事業者が特定観光資源を利用した場合の、罰則規定（30万円）まで存在する。環境省としても、1998年のMPA設置依頼、豊富なサンゴ礁保護実績を有するだけでなく、慶良間海域保全連合会という地域住民と行政を巻き込んだ組織を有している座間味村は、この法案の理念を実現するモデルケースとして最適の対象であった。

座間味村の人々は、この環境省からの申し出を受け、2008年に慶良間海域保全会議を慶良間自然環境保全会議に名称変更し、エコツーリズム推進協議会の準備組織として受け入れ体制を整えつつある。慶良間自然環境保全会議がエコツーリズム推進協議会として認可された後は、慶良間海域でエコツーリズムの操業が許されるのは資源の管理義務と報告実績を有する特定事業者のみとなる。現在、慶良間海域保全会議に参加していた座間味村と慶良間村のエコツーリズム関連事業者の多くは、特定事業者として認められる実績を有している。他方で、那覇のダイビング事業者達は、特定事業者として認められるだけの実績を有していない。エコツーリズム推進法では、特定観光資源の不正利用に対して罰則規定が定められているため、今後、那覇のダイビング事業者も座間味村と同じく、オニヒトデ駆除に人員を動員しうる組織を形成していく必要性が生じると考えられる。

4 おわりに

本論文では、ここまで、社会企業家研究の持つ理論的境界を踏まえた上で、座間味村におけるダイビング産業とサンゴ礁保全組織の成立過程を事例に、我が国における社会的企業-社会企業家事例の分析的記述を行ってきた。最後に、この分析的記述から得られる発見事実を整理しつつ、そこから得られる理論的インプリケーションを検討してく。

まず、座間味村のダイビング事業者達は、鰹産業からダイビング産業へと村の基幹産業が変化していくに伴って、守るべき「資源」としてサンゴ礁を見出しただけでなく、そのサンゴ礁を脅かす「オニヒトデ」を害獣として発見していった。この資源と害獣という対応関係が、座間味村の人々に「サンゴ礁保全」を通じた村落社会の維持という「倫理」を芽生えさせ、社会企業家としての動機を与えた。ここで注目すべきは、サンゴ礁の白化やオニヒトデによる食害といった資源の「危機」に際して、座間味のダイビング事業者達がサンゴ礁の保全という選択をしたことにある。これは、座間味村のダイビング事業者達を取り巻く、鰹資源の減少に伴う鰹産業と漁協の衰退、「家（墓）」を中心とした家組織といった状況の下で行われた選択である。そして、座間味のダイビング事業者達が「サンゴ礁保全」を実現する組織の構築を図ったとき、漁協や家組織は村内の事業者を統制するための基点として（再）利用されることになった。

この座間味村の事例を踏まえたとき、社会企業家と社会資本の関係について、新たな知

見が見出される。第一章で指摘しているように、社会資本とは社会企業家の資源動員の可能性を規定する、社会構造として捉えられてきた。翻って、この資源動員の可能性を規定する社会構造という視点は、社会企業家の行為を可能とするインフラというイメージを社会資本に与え、アクセス可能な社会資本の有無に社会企業家活動の成否を求めるという言説を産む (ex. 斎藤, 2004)。このインフラとしての社会資本のイメージは、社会企業家と企業家の区別が曖昧になるという、社会資本論が陥る理論的境界を回避しうる視座に見える。しかし、社会企業家のために社会資本が準備されているのであれば、彼らの活動は社会資本に導かれたものとなり、「新たな秩序の構築」という社会企業家の持つイメージから乖離し、正統化論の抱える理論的課題に接近していくことになる。

そもそも、社会問題とは社会そのものが生み出す問題である。社会資本が資源の動員可能性を左右する社会構造である限り、社会問題とは社会資本が生み出す問題でもある。その意味で、人々が社会問題と対峙した時に対象化される「社会資本」とは、彼の資源動員の可能性（关系的資本）を示すだけでなく、「社会問題」産む要因としても認識されると考えられる。それゆえ、社会企業家は自信が持ちうる关系的資本を梃子に、社会資本を組み替える社会的企業を想起し得るのである。実際、座間味村のダイビング事業者達は、ダイビング事業そのものが害獣「オニヒトデ」を招き、サンゴ礁に被害を与える事に気づいた。そして、オニヒトデの駆除を目指して村内の事業者を統制する必要性に迫られたとき、座間味村漁協が彼らに与える关系的資本に着目しダイビング協会の設立に至ったのである。

このように、社会的企業-社会企業家という現象は、社会企業家と社会資本、そのどちらかに還元して捉えることはできない。この意味で、社会的企業-社会企業家の出現は、社会企業家と社会資本の相互関係の内に見その萌芽を見出すことが出来ると考えられる。

次に、座間味村のダイビング事業者達は、那覇のダイビング事業者による慶良間海域での操業という問題に直面した際、座間味村・渡嘉敷村・那覇市といった各行政、AMSL に代表される研究機関との連携の下で、サンゴ礁保全の範囲を座間味村近海から那覇市近海まで拡大する慶良間海域保全会議の構築に成功した。ダイビングによるサンゴ礁利用に冠して法的規制が存在しない状況下において、座間味村のダイビング事業者達は、行政・研究機関との連携によって、「サンゴ礁保全」に従事しない事業者が慶良間海域で操業し難い状況を作り上げることを目指した。この慶良間海域保全会議の結成の経緯は、先行研究において正統化論として議論されてきた。

確かに、座間味村漁協、座間味村の各ダイビング協会、座間味村商工会といった村内組織は、那覇のダイビング事業者を統制する根拠にはなり得ない。それ故、座間味のダイビング事業者達は各市町村行政や研究機関に正統性を求める必要があった。しかし、ここで注目せねばならないことは、慶良間海域保全会議の結成によって、サンゴ礁保全（オニヒ

トデの駆除)に携わる那覇のダイビング事業者に対して、「正統に」慶良間海域で操業する機会を与えてしまっただけでなく、「罰則規定」を制定し得ないという現状を周知してしまったことである。

この点に、本研究は社会企業家による正統性の獲得に、異なる知見を見出すことが出来る。先行研究において、正統性の獲得とは、社会的企業家の活動を完結に導く最後のピースとして位置づけられてきた。しかし、座間味村の事例から明らかなように、各市町村行政や研究機関との連携から獲得し得た正統性は、座間味のダイビング事業者に対して、那覇市のダイビング事業者による罰則規定の不在を前提とした操業といった、次なる課題を生み出すことになった。この新たな課題は、環境省による「エコツーリズム推進法」の制定によって一応の解決に至った。しかし、この「エコツーリズム推進法」は、多数の那覇のダイビング事業者達がオニヒトデの駆除実績を積み上げ、「正統に」慶良間海域に進入してきたとき、サンゴ礁の過剰利用という問題を生み出す可能性を孕んでいる。その際、「エコツーリズム推進法」は座間味村のダイビング事業者達を守るのではなく、那覇のダイビング事業者の操業を保証する正統性へと転化する。

この点を踏まえて、我々は正統性を最後のピースとして捉えるのではなく、正統性の獲得によって社会企業家が構築する状況に注目せねばならない。そもそも正統性概念は、社会企業家が有する関係的資本では動員不可能な資源を獲得し、社会的業の構築・維持・存続を果たしていく現象を捉えるために求められた概念である。正統性が資源動員の根拠で有るならば、正統性の獲得とは同時に、社会企業家を取り巻く社会資本の変更を不可避に招いてしまう。当然、社会資本の変更は、新たな社会問題の苗床となってしまう。この点を踏まえれば、正統性の獲得とは社会企業家の終着点ではなく、決して終着点には至らない、社会企業家の行為そのものを捉えるための概念であると考えられる。

最後に、座間味村のダイビング事業者達が、那覇のダイビング事業者による慶良間海域への進入という問題に対して、「エコツーリズム」を掲げて活動を開始したことに、我々は注目せねばならない。座間味の各ダイビング協会、座間味村商工会といった座間味村内のサンゴ礁保全組織は、ダイビング産業を持続的可能なものとし、座間味村の維持を目指して結成された。その意味で、座間味村のダイビング事業者達は、Defourny and Nyssens (2010)らの知見と同じく、その動機と活動基盤は先行する集団(家)／組織(座間味村漁協)にあった。しかし、那覇のダイビング事業者が慶良間海域内で操業し、彼らの統制が求められたとき、「村落社会の維持」を倫理の内実求めたダイビング協会・座間味村商工会という組織は不全に陥る。それ故、座間味村のダイビング事業者達は、「エコツーリズム」を掲げ、「サンゴ礁(慶良間海域の自然環境)の保全」を倫理の内実とする慶良間海域保全会議を結成する必要性に迫られたのである。その結果、座間味近海は座間味のダイビ

ング事業者の手から離れ、那覇市のダイビング事業者を含む公共物（みんなの海）へと転化していった。

このように座間味村の事例を捉えたとき、倫理と社会企業家との関係に新たな視座が得られることになる。社会企業家とは、社会問題を政治的次元で解決する政治家、運動家、私的利潤の獲得を目指して組織を構築・維持拡大を図る企業家や経営者とも異なる、概念として生み出された。同時に、社会企業家の根幹をなす「倫理」は、汎社会的な価値をイメージさせるが故に、社会資本論、正統化論の双方で社会企業家という概念の存在意義を見失わせる原因でもあった。この理論的課題を克服するために必要なのが、Khan et al. (2007) が試みた、倫理に対する不可知論的態度であった。

しかしながら、Khan らの研究は、確かに社会企業家という言説の成立を捉えた研究であるものの、シアルコットに関わる NGO、米国政府、国連、スポーツ用品メーカー、サッカーボール縫製業者といった個々の主体の行為を改めて振り返ったとき、「倫理」に動機づけられた社会企業家というよりは、「倫理」を隠れ蓑に私益を追求する政治家、運動家、経営者を捉えた研究に見えてしまう。この課題を克服するために、我々は社会企業家と社会資本、正統性の相互関係に、再び注目せねばならない。社会企業家は社会資本の内に社会問題を見出し、倫理を動機として獲得し、その内実として社会的企業を想起する。それ故に、社会企業家の行為は、彼が想記し構築していった社会的企業（すなわち、新たな社会資本）に拘束される。このように考えたとき、例え「地域コミュニティ」や「宗教団体」にその活動の基点を置いたとしても、人々は自らを社会企業家として名乗ることで、社会企業家というイメージに適う振る舞いが求められることになる。なぜなら、社会企業家は、自らを生み出した特定の集団／組織への利益誘導を図った時点で、「倫理」故に獲得できた正統性と関係的資本を失うからである。それ故、座間味村のダイビング事業者達は、鰹産業以来、村の所有物として取り扱ってきた慶良間海域を、「エコツーリズム」を掲げることで公共物として手放さねばならなかった。この意味で、社会的企業-社会企業家という現象は、社会資本論が陥った特定の集団／組織の維持・拡大のプロセスでもなく、正統化論のように「倫理」を達成する予定調和的なプロセスでもないのである²⁸。

図 1 慶良間海域保全会議の組織図

²⁸ 社会企業家とは、社会的企業-社会企業家という新たな現象を捉えるために、分析的に設定された概念であった。同時に、その概念が纏うイメージは、人々に社会企業家として振る舞うことを可能にしている。それを踏まえた上で、社会企業家研究には、このような人々の振る舞いに対して、研究者としていかなる関係を構築するのかという、方法論的課題が残されている。この点で、Khan らが試みた批判的記述とは、社会企業家という行為が隠蔽し、生み出す社会問題の存在を指摘した研究であるといえるだろう。

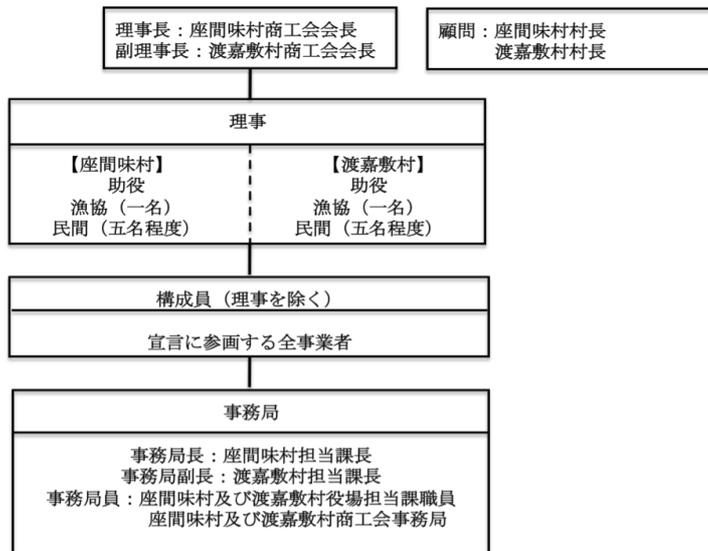


図 2 座間味村におけるサンゴ礁保全組織の概念図

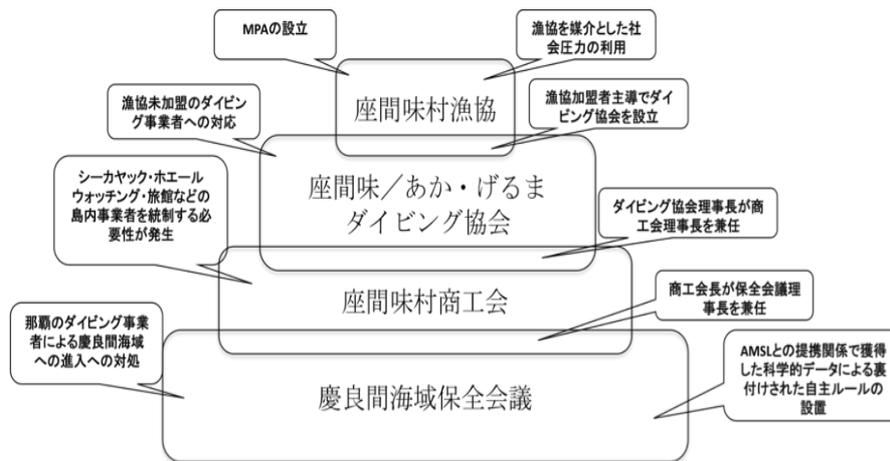


表 1 座間味村におけるダイビングルール（一部抜粋）²⁹

慶良間海域保全会議 自主ルール
<p>平成17年11月8日に、慶良間海域はラムサール条約に登録されました。同条約の趣旨に則り、慶良間の海の現状を護りながら活用することを宣言します。その為に、以下の自主ルールに則って活動することとします。</p>
<p>1・自主ルールの対象となる活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ダイビング、シュノーケリング ○無動力船（シーカヤック、サバニ、ヨット） ○ホエールウォッチング ○グラスボート
<p>2・配慮すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ダイビング、シュノーケリング <ul style="list-style-type: none"> ①ボートの係留は原則ブイを取る。但し、アンカー打ちをする場合には、水中環境に配慮した方法でサンゴにダメージを与えないようにする。サンゴを護るポイント（ラムサール条約登録海域など）は、休憩は禁止とする。尚、ポイント毎の細かい利用方法については、保全会議理事会で定める。 ②無断でブイの設置をすることは禁止する。 ③フィンによる砂の巻き上げやサンゴの上に立ったり踏まないなど、注意を払うよう、参加者へ呼びかける。特に初心者やカメラ派ダイバーに対してはこの点に留意する。 ④ポイントでのトイレは極力避け、トイレペーパーは海に流さず、所定の場所に入れるよう、参加者に注意を促す。 ⑤水中写真の際には、動植物にダメージを与えないよう参加者に呼びかける。

引用文献

Alvord, S. H., Brown, L. D. and Letts, C. W. (2004) “Social entrepreneurship and societal transformation,” *Journal of Applied Behavioral Science*, Vol.40, No.3, pp.260-282.

Austin, J., Stevenson, H. and Wei-Skiller, J. (2003) “Social Entrepreneurship and Commercial Entrepreneurship : Same, different or both?” *Harvard Business School Working Paper series*, No. 04-029.

²⁹ ダイビング事業に関わる箇所のみを一部抜粋した。ルールの全文は、慶良間海域自然環境保全会議の公式HP (<http://www.vill.zamami.okinawa.jp/village.aspx?RL=L&LK=31>) を参照のこと。

- Borzaga, C. and Deforny, J. (2001) *The Emergence of Social Enterprise*, Routledge (内山哲朗・石塚秀雄・柳沢敏勝訳 (2004) 『社会的企業 (ソーシャルエンタープライズ) : 雇用・福祉のEU サードセクター』 日本経済評論社) .
- Bornstein, D. (1998) “Changing the world on a shoestring,” *Atlantic Monthly*, Vol.281, No.1, pp.34-39.
- Boschee, J. (1995) “Social entrepreneurship,” *Across the Broad*, Vol 32, No.3, pp.20-25.
- Catford, J. (1998) “Social entrepreneurs are vital for health promotion : But they need supportive environment too,” *Health Promotion International*, Vo.13, No.2, pp.95-97.
- Defourny, J. and Nyssens, M. (2010) “Conception of social enterprise and social entrepreneurship in Europe and the United States : Convergences and divergences,” *Journal of Social Entrepreneurship*, Vol.1, No.1, pp.32-53
- Fukuyama, F. (1997) *Trust : The Social Virtues and the Creation of Prosperity*, Free Press.
- Foucault, M. (1977) *Discipline and Punish: The Birth of the Prison*, Harmondsworth: Penguin Books (田村健訳 (1977) 『監獄の誕生: 監視と処罰』 新潮社).
- 古川彰・松田素二 (2003) 「観光という選択: 観光・環境・地域おこし」 古川彰・松田素二編『観光と環境の社会学』 新曜社, 1-30 頁.
- Jaffe B. A. and Karen, K. (1997) “Environmental Regulation and Innovation: Panel Data Study,” *The Review of Economics and Statistics*, Vol.79, No.4, pp. 610-19.
- 鹿熊信一郎 (2009) 「サンゴ礁海域における海洋保護区 (MPA) の多面的機能」 山尾政博・島秀典編『日本の漁村・水産業の多面的機能』 北斗書房, 89-110 頁.
- Hill, T. L., Kothari, T. H., and Shea, M. (2010) ”Pattern of meaning in the social entrepreneurship literature : A research platform,” *Journal of Social Entrepreneurship*, Vol.1, No.1, pp.5-31.
- Khan, F. R., Munir, K. A. and Willmott, H. (2007) ”Dark side of institutional entrepreneurship : Soccer balls, child labor and postcolonial impoverishment,” *Organization Studies*, Vol.28, No.7, pp. 1055-1077.
- Liao, J., Welsch, H. (2003) “Social capital and entrepreneurial growth aspiration : A comparison of technology and non technology based nascent entrepreneurs,” *Journal of High Technology Management Research*, Vol.14, No.1, pp.149-170.
- Maguire, S. Hardy, H. and Lawrence (2004) “Institutional Entrepreneurship in Emerging Fields: HIV/AIDS Treatment Advocacy in Canada” *Academy of Management*, Vol.47, No.5,

- pp.657-679.
- Mair, J. and Marti, I. (2004) "Social entrepreneurship research: A source of explanation, reproduction and delight," IESE Business School Working Paper, No.546.
- Michie, J. and Llewellyn, D. T. (2010) "Converting failed financial institutions into mutual organizations," *Journal of Social Entrepreneurship*, Vol.1, No.1, pp.146-170.
- 宮内泰介 (2001) 「正統性を組み直す」『環境社会学研究』第7巻, 56-71頁.
- Nicholls, A. (2010) "The institutionalization of social investment : The interplay of investment logics and investor rationalities," *Journal of Social Entrepreneurship*, Vol.1, No.1, pp.70-100.
- 沖縄県 (2004) 『平成一五年度エコツーリズム推進事業における保全利用協定の認定などに係わる調査報告書』.
- 小山巖也 (2003) 「企業に対する社会的要請の形成プロセス」『関東学院大学「経済系」』第215巻, 10-23頁.
- Prabhu, G. N. (1999) "Social entrepreneurship leadership," *Career Development International*, Vol.4, No.3, pp.140-145.
- 斎藤慎 (2004) 『社会起業家：社会責任ビジネスの新しい潮流』岩波新書.
- Sagawa, S. and Segal, E. (2000) "Common interest, common good : Creating value through business and social sector partnership," *California Management Review*, Vol.42, No.2, pp.105-122.
- Schumpeter, J. A. (1926) *Theorie der Wirtschaftlichen Entwicklung: eine Untersuchung über Unternehmengewinn, Kapital, Kredit, Zins und den Konjunkturzyklus*, 2nd revised ed., Leipzig : Duncker and Humblot (塩野谷祐一・中山伊知郎・東畑精一訳 (1980) 『経済発展の理論：企業者利潤・資本・信用・利子および景気の回転に関する一研究』岩波文庫) .
- Steyaert, C. (2007) "Entrepreneurship as a conceptual attractor? : A review of process theories in 20 years of entrepreneurship studies," *Entrepreneurship and Regional Development*, Vol.19, No.6, pp. 453-477.
- 谷口洋基 (2004) 「最近六年間の阿嘉島周辺の造礁サンゴ被度の変化：白化現象とオニヒトデの異常発生を経て」『みどりいし』第15巻, 16-19頁.
- Thompson, J., Alvy, G. and Less, A. (2002) "Social entrepreneurship : A new look at the people and the potential," *Management Decision*, Vol.38, No.5, pp.412-432.
- 上田不二男 (1995) 『戦前期沖縄産物の展開構造』 博士論文 鹿児島大学。
- 谷口洋基 (2003) 「座間味村におけるダイビングポイント閉鎖の効果と反省点」『みどりいし』第14巻, 16-19頁.

- Venkataraman, S. (1997) "The distinctive domain of entrepreneurship research" in
Katz, J., Brockhaus, R. (eds.) *Advances in Entrepreneurship: Firm Emergence and
Growth Vol.3*, JAI Press, pp.119-138.
- Waddock, S. A. (1988) "Building successful partnerships," *Sloan Management Review*,
Vol.29, No.4, pp.17-23.
- 家中茂 (2009) 「自然の資源化過程にみる地域資源の豊富化：沖縄県座間味村および恩納村
の事例から」山尾政博・島秀典編『日本の漁村・水産業の多面的機能』北斗書房, 59-87
頁.
- Yunus, M. (2007) *Creating a World without Poverty*, OublicAffairs (猪熊弘子訳 (2008)
『貧困のない社会を作る：ソーシャル・ビジネスと新しい資本主義』早川書房) .